

東海アクシス看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東海アクシス看護専門学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護に必要な基礎的知識、技術及び態度を修得させ、豊かな人間性を持った看護師の育成を目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名 称 東海アクシス看護専門学校

(2) 位 置 袋井市上田町267番地の30

(課程、修業年限、入学定員及び総定員)

第3条 課程、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

| 課 程 | 学 科 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 |
|------|------|------|------|------|
| 専門課程 | 看護学科 | 3年 | 60人 | 180人 |

(在学期間)

第4条 在学期間は、修業年限の2倍の期間とする。この場合において、在学期間の計算については、休学期間は算入しないものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期とする。

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定に関わらず、校長が必要と認めた場合、変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 長期休業は計10週間とする。

春季休業 3週間

夏季休業 5週間

冬季休業 2週間

(4) その他校長が特に定める日

2 前項の規定に関わらず、校長が必要と認めた場合、変更することができる。

第3章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第10条 入学志願者は、所定の手続きにより、願い出なければならない。

(入学の選考)

第11条 入学の選考は、一般入学試験と推薦入学試験とし、それぞれ学力試験、面接試験及び適性検査を実施する。

2 その他必要な事項は別に定める。

(合格者の決定)

第12条 合格者の決定は、学力試験と面接試験の結果に基づき、入学試験委員会で協議し、校長が決定する。

(入学手続)

第13条 合格通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書の提出等の入学に関する手続きをしなければならない。

(入学許可及び入学の宣誓)

第14条 校長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 入学を許可された者は、入学式において宣誓しなければならない。

3 正当な理由がなく、前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取り消す。

(転入学)

第15条 校長は、転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、許可することができる。

(休学)

第16条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない学生は、休学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、病気その他やむを得ない理由により、修学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、校長がやむを得ない理由があ

ると認めるときは、この期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第17条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学願を提出し、校長の許可を受け、復学することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする学生は、退学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

(転学)

第19条 学生が他の学校に転学しようとする場合は、校長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長がこれを除籍する。

(1) 死亡の届出のあった学生

(2) 行方不明の届出のあった学生

(3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき、又は休学期間が第16条第4項の期間を超えたとき。

(4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。

(5) 授業料を納めないとき。

第4章 教育課程、科目単位数及び時間数

(教育課程、科目単位数及び時間数)

第21条 教育課程、科目単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

(1年間の授業時間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、42週とする。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義中心の授業科目にあつては、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実技及び演習を含む授業科目にあつては、30時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習にあつては、45時間をもって1単位とする。

第5章 成績の評価及び単位の認定

(成績の評価方法)

第24条 成績の評価は、当該履修科目の学期末に行うものとする。ただし、実習評価は当該実習終了ごとに行うものとする。

2 評価を受けることができる学生は、授業科目の時間数が所定の授業時間の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、臨地実習においては5分の4以上の出席を必要とする。

3 成績の評価は、筆記、実技、論文等の試験及び実習評価により行なう。

4 試験は、定期試験、追試験、再試験及び特別試験とし、実習は、教育計画に定める実習と補習実習及び特別実習とする。

(成績の評価基準)

第25条 成績の評価は、次に掲げる評定基準によるものとする。

| 評価基準 | 表示 | G P A | 評価内容 | 合格又は 不合格の別 |
|-----------------------|----|-------|--------------------------|---------------|
| 100 分の90以上 | 秀 | 4 | 特に優れた成績である | 合格 |
| 100 分の80以上 100 分の90未満 | 優 | 3 | 優れた成績である | |
| 100 分の70以上 100 分の80未満 | 良 | 2 | 概ね妥当な成績である | |
| 100 分の60以上 100 分の70未満 | 可 | 1 | 合格に必要な最低限度を 満たした成績である | |
| 100 分の 60 未満 | 不可 | 0 | 合格には至らない成績である | 不合格 |
| 認定 | | | 単位認定科目でありG P A対象外 | |

(注) G P Aとは、「Grade Point Average」の略であり、授業ごとの成績評価にグレードポイントを付けて、規定の計算式によって算出したもの。

(試験の実施)

第26条 定期試験は、教育計画に定める期日に行う。

(追試験)

第27条 受験資格があり、定期試験を病気、災害等やむを得ない理由により受験できなかった学生は、細則で定める手続きを経て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第28条 学科試験の成績が合格点に満たない科目のある学生は、科目により細則で定める手続きを経て、再試験を受けることができる。

(補習授業)

第29条 学生により特別欠席届が提出された場合、補習を受けることができる。

(単位の認定)

第30条 成績の評価が合格の場合、単位を認定する。

(入学前の既修得単位の取扱)

第31条 校長は、本校に入学する前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した学生が入学した場合、本人からの申請に基づき、運営会議において、既修の学習内容を評価し、本校における教育及び履修内容に相当するものと認められた場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校における修得に替えることができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士

(9) 救急救命士

(10) 言語聴覚士

2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が入学した場合、指定規則別表3備考にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り、本人の申請に基づき、運営会議において、既修の学習内容を評価し、本校における教育及び履修内容に相当すると認められた場合には、本校における履修に替えることができる。

第6章 卒業

(卒業)

第32条 校長は、次の全てに該当する学生について、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(1) 第3条第1項に規定する修業年限以上在学した学生

(2) 別表に規定する卒業に必要な単位数を修得した学生

(3) 出席すべき日数の3分の2をこえる出席がある学生

(称号)

第33条 校長は、所定の教育課程を修了した学生に専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第7章 教職員の組織

(教職員の組織)

第34条 学校に、次の職員を置く。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 校長 | 1人 |
| (2) 副校長 | 1人 |
| (3) 総務課長 | 1人 |
| (4) 教務課長 | 1人 |
| (5) 実習調整者 | 1人 |
| (6) 専任教員（実習指導教員を含む。） | 9人以上 |
| (7) 事務職員 | 3人以上 |
| (8) 健康管理医 | 1人 |
| (9) スクールカウンセラー | 1人 |
| (10) 非常勤講師 | 40人以上 |

第8章 会議

(会議の種類)

第35条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の各号に掲げる会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) 教員会議

(4) 臨地実習指導者会議

(5) 入学試験委員会

(6) 自己点検・自己評価委員会

2 前項に規定する会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第36条 校長は、学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第37条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の懲戒処分を行うことができる。

第10章 入学検定料及び授業料

(入学検定料)

第38条 入学、転入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法)

第39条 検定料、授業料及び証明手数料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、東海アクシス看護専門学校入学検定料、授業料等に関する条例（平成4年中東遠看護専門学校組合条例第7号）の定めるところによる。

(授業料の納期)

第40条 授業料は前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期日までに納めなければならない。

(1) 前期分 4月末日

(2) 後期分 10月末日

(授業料の減免等)

第41条 特別の理由があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料を減免し、又は納付を猶予することができる。

(学期途中の取扱)

第42条 学期の中途において休学した者、退学した者、転学した者又は除籍された者については、当該学期分の授業料を徴収する。

第11章 健康管理

(健康診断)

第43条 校長は、学生の健康を保持するため、1年に1回以上の健康診断を実施するものとする。

第12章 雑則

(雑則)

第44条 この学則に定めるもののほか、学校の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの総定員については、改正後の第3条の表中「120人」とあるのは「140人」とする。
- 3 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの総定員については、改正後の第3条の表中「120人」とあるのは「130人」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行日以後に入学する学生について適用し、施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、施行日以前に入学した学生については、教育内容が同等であると認められた科目については、改正後の科目及び単位数に振り替えることができるものとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年2月1日(以下施行期日)という。)から施行する。
(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則第25条の規定は、この学則の施行期日以降に入学した学生について適用し、この学則の施行期日以前に入学した学生については、改正前の東海アクシス看護専門学校学則の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日(以下施行期日)という。)から施行する。
(東海アクシス看護専門学校学則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の東海アクシス看護専門学校学則の規定は、この学則の施行期日以降に入学した学生について適用し、施行期日以前に入学した学生については、改正前の東海アクシス看護専門学校学則の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。